

# 第18回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年5月5日(火)15:00~

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針の改正について
- (2) 国の緊急事態宣言に伴う本県の緊急事態措置について
- (3) 学校の対応について
- (4) その他

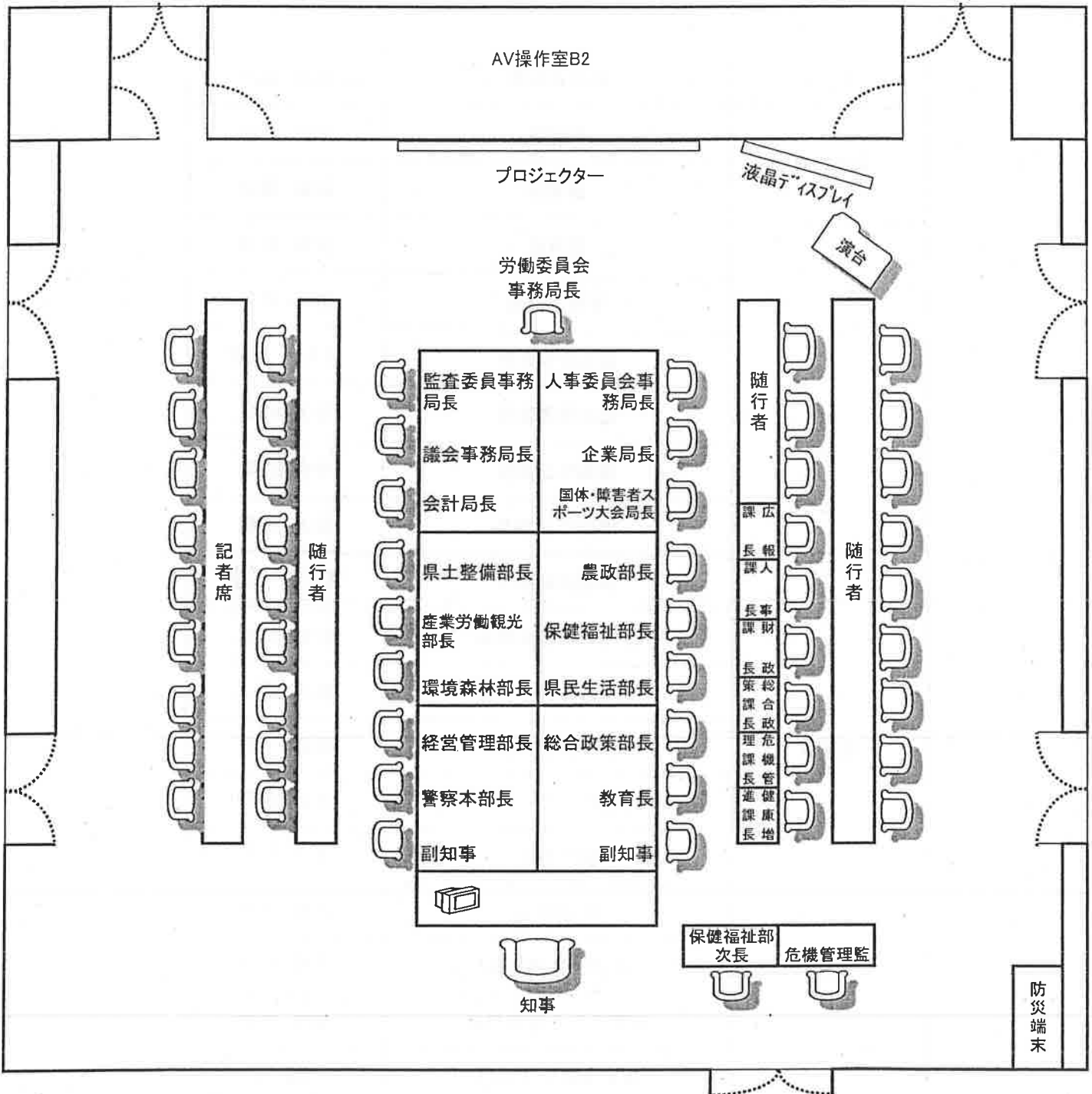
### 3 閉 会



栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



AV操作室B2

プロジェクター

液晶ディスプレイ

演台

労働委員会  
事務局長

記者席

随行者

監査委員事務局長

議会事務局長

会計局長

県土整備部長

産業労働観光部長

環境森林部長

経営管理部長

警察本部長

副知事

人事委員会事務局長

企業局長

国体・障害者スポーツ大会局長

農政部長

保健福祉部長

県民生活部長

総合政策部長

教育長

副知事

随行者

課 広

長 報

課 人

長 事

課 財

長 政

課 合

長 危

課 機

長 管

課 健

長 康

長 増

随行者

知事

保健福祉部  
次長

危機管理監

防災端末

栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院日	備考
1	60代	女性	県南	2月22日	3月27日	クルーズ船下船
2	30代	女性	県南	3月5日	3月12日	大阪ライブハウス、ショッピングセンター勤務
3	40代	女性	宇都宮	3月18日	4月1日	タイ旅行 ※宇都宮市1例目
4	50代	男性	県南	3月20日	4月3日	ポルトガル旅行
5	40代	男性	フィリピン	3月24日	4月10日	フィリピンから帰国
6	70代	男性	安足	3月24日	4月20日	親族との接触あり
7	60代	女性	安足	3月25日	4月3日	No. 6の妻
8	50代	男性	県西	3月25日	4月11日	No. 6の同僚
9	50代	女性	県西	3月25日	5月4日	No. 8の妻
10	40代	男性	県南	3月25日	4月18日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
11	10代	男性	県南	3月26日	4月14日	No. 10の子
12	60代	男性	東京都	3月29日		接待を伴う飲食あり
13	30代	男性	宇都宮	3月31日		※宇都宮市2例目
14	50代	男性	県南	3月31日	4月27日	
15	20代	男性	県外	4月1日	4月29日	県外で発症 ※宇都宮市3例目
16	40代	男性	宇都宮	4月1日		No. 13の兄 ※宇都宮市4例目
17	40代	男性	県南	4月1日		
18	30代	男性	宇都宮	4月6日		接待を伴う飲食あり ※宇都宮市5例目
19	30代	男性	宇都宮	4月6日		※宇都宮市6例目
20	20代	男性	栃木市	4月7日	4月28日	
21	30代	女性	宇都宮	4月7日		都内の接客業 ※宇都宮市7例目
22	40代	男性	宇都宮	4月7日		神奈川県に出張 ※宇都宮市8例目
23	40代	男性	足利市	4月8日		都内ライブハウス
24	10代	女性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の知人
25	20代	男性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の同僚
26	30代	男性	下野市	4月8日	4月29日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
27	60代	女性	宇都宮市	4月8日	5月2日	No. 21の母 ※宇都宮市9例目
28	30代	女性	宇都宮市	4月8日	5月2日	No. 21の妹 ※宇都宮市10例目
29	40代	男性	鹿沼市	4月9日	4月19日	
30	70代	男性	栃木市	4月9日		

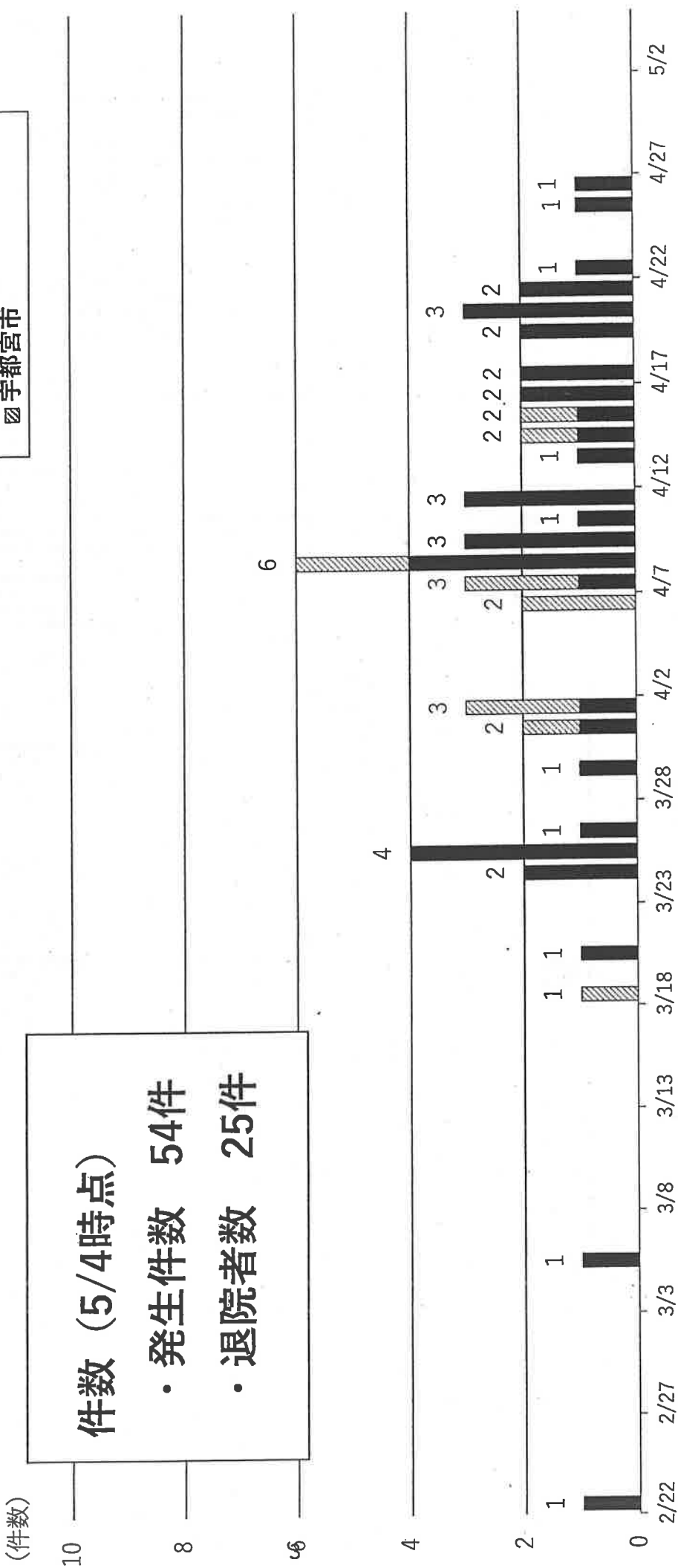
栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院日	備考
31	70代	女性	那須塩原市	4月9日		
32	20代	女性	県外	4月10日		No. 14の娘
33	70代	男性	那須塩原市	4月11日		No. 31の夫
34	60代	男性	小山市	4月11日	4月28日	
35	40代	男性	栃木市	4月11日	4月24日	
36	30代	女性	栃木市	4月13日		No. 35の妻
37	60代	男性	栃木市	4月14日		
38	30代	男性	宇都宮市	4月14日	4月28日	家族が他県で発症 ※宇都宮市11例目
39	60代	女性	那須塩原市	4月15日		
40	40代	女性	宇都宮市	4月15日	4月29日	※宇都宮市12例目
41	50代	女性	那須塩原市	4月16日		No. 31及びNo. 33の子
42	50代	男性	栃木市	4月16日		No. 37の同僚
43	50代	女性	栃木市	4月17日		
44	60代	男性	那須塩原市	4月17日		No. 39の夫
45	60代	女性	栃木市	4月19日		No. 43の同僚
46	60代	女性	那須塩原市	4月19日	5月2日	
47	50代	男性	栃木市	4月20日		No. 45の同僚
48	70代	男性	栃木市	4月20日		No. 45の同僚
49	60代	男性	栃木市	4月20日		No. 37の兄
50	30代	男性	真岡市	4月21日		
51	20代	女性	栃木市	4月21日		No. 47例目の娘
52	70代	男性	那須塩原市	4月22日		別の新型コロナ感染者と同じ会合に参加
53	80代	女性	大田原市	4月25日		
54	70代	男性	栃木市	4月26日		
55	30代	女性	さいたま市	4月28日	他県医療機関入院中	※宇都宮市13例目 4/30発生届取下げのため削除

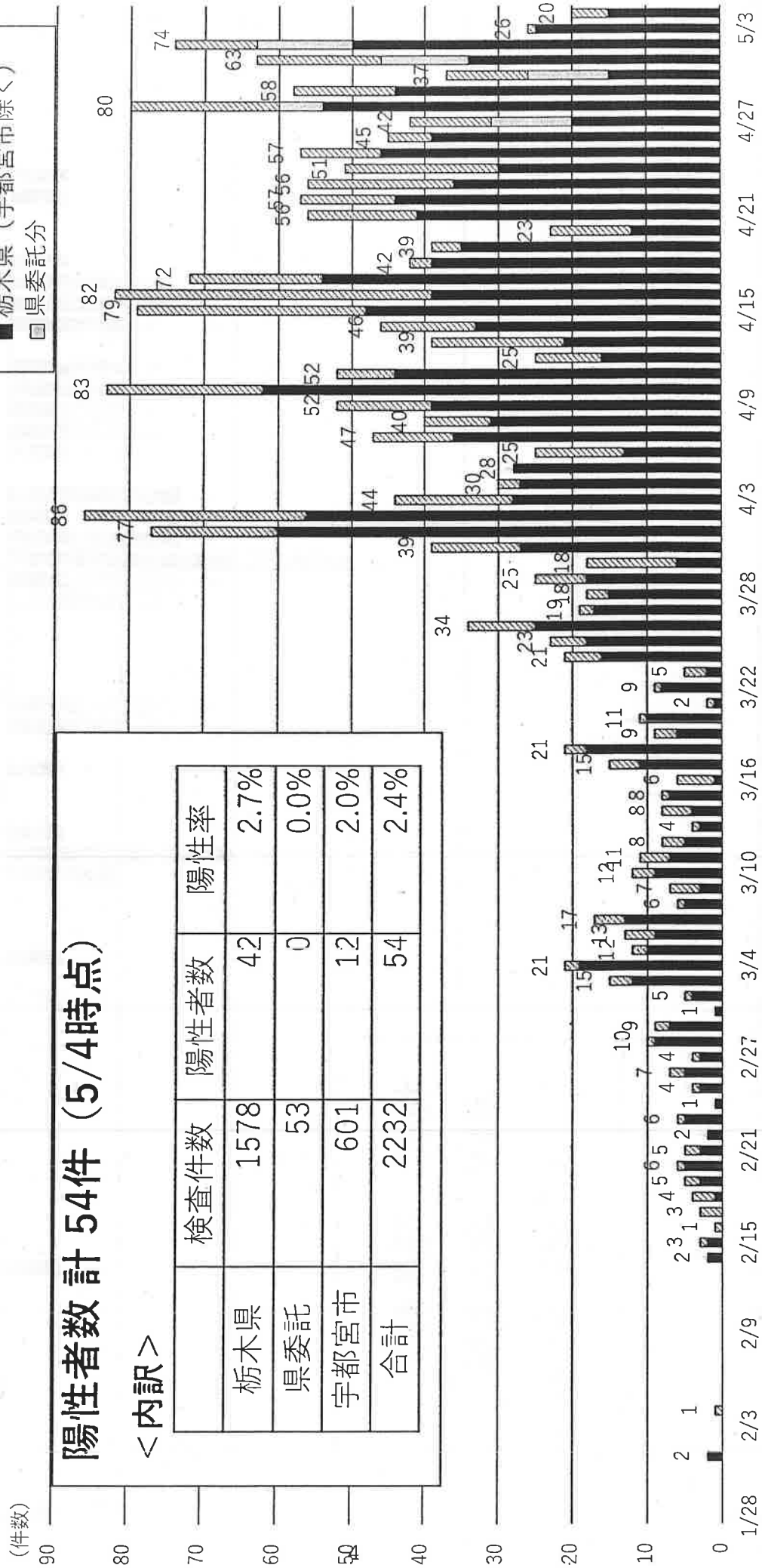
患者・御家族の人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

# 栃木県内新型コロナウイルス感染症発生状況

■ 栃木県 (宇都宮市除く)  
 ▨ 宇都宮市



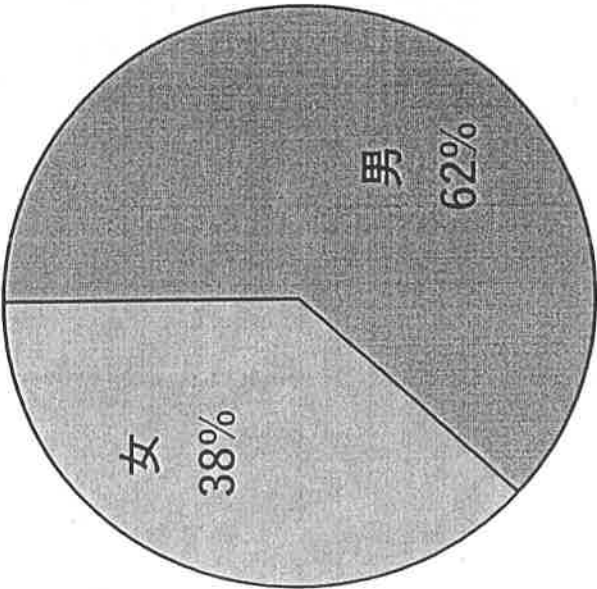
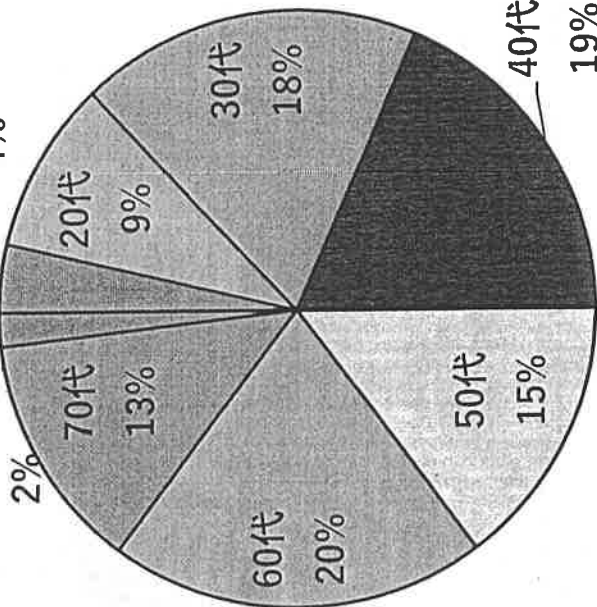
# 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査件数





# 栃木県内 新型コロナウイルス感染症 陽性者の状況

• 5月4日時点

<p><b>男女別 (%)</b></p>  <p>女 38% 男 62%</p>	<p><b>年代別 (%)</b></p>  <p>80代 2% 70代 13% 60代 20% 50代 15% 40代 19% 30代 18% 20代 9% 10代 4%</p>	<p><b>検査件数</b></p> <p>2232名</p>
		<p><b>陽性者数</b></p> <p>54名</p>
		<p><b>陽性率</b></p> <p>2.4%</p>

# 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談件数（1/14～4/30）

一般相談（相談センター等）
  医療相談（相談センター等）
  一般相談（コールセンター）
  医療相談（コールセンター）
  累計

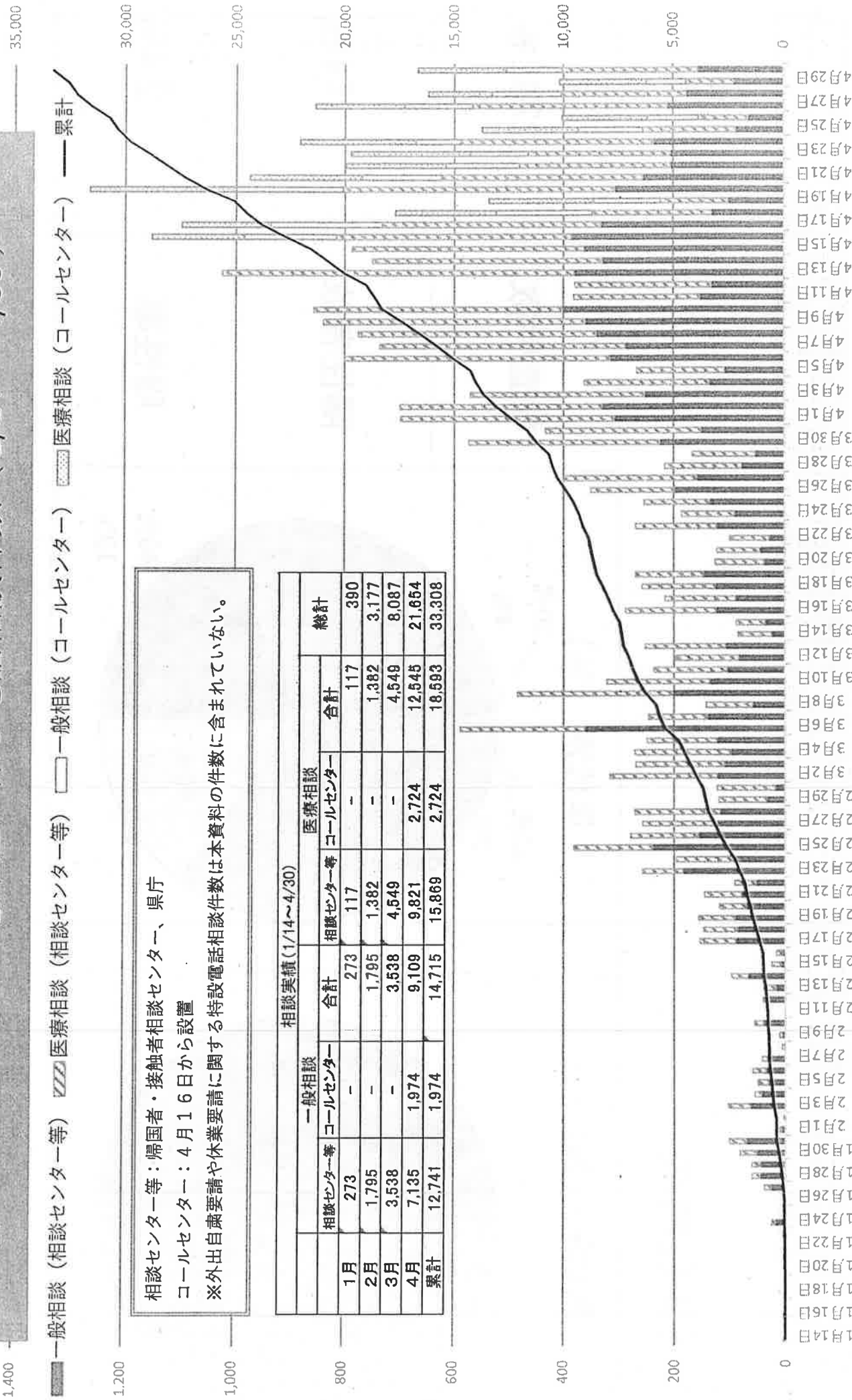
相談センター等：帰国者・接触者相談センター、県庁

コールセンター：4月16日から設置

※外出自粛要請や休業要請に関する特設電話相談件数は本資料の件数に含まれていない。

相談実績（1/14～4/30）

	一般相談		医療相談		合計
	相談センター等 コールセンター	合計	相談センター等 コールセンター	合計	
1月	273	273	117	117	390
2月	1,795	1,795	-	-	1,382
3月	3,538	3,538	4,549	4,549	8,087
4月	7,135	9,109	2,724	2,724	12,545
累計	12,741	14,715	15,869	18,593	33,308



## 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和2(2020)年5月 日改正)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正及び同年同月11・16日、5月4日変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

### 1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・県民等への情報提供・共有、相談及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限にすべく万全を尽くす。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限に止める。また、事業継続計画に基づく社会・経済活動の維持に努める。
- ・まん延防止策を講じるにあたっては、以下の点に留意しつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していくものとする。
- ・感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと。
- ・まん延の状況の判断にあたっては、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する。
- ・段階的に社会経済の活動レベルを上げる場合は、すべての県民、事業者に感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させることとする。また、仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う。

### 2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町対策本部と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

### 3 対策の重要事項

## (1) 情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

### <情報提供や呼びかけの例>

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供。
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・「新しい生活様式」のあり方の周知。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知。
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・室内で「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けることの呼びかけ。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。
- ・飲食店等においても「三つの密」を避けることの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を避けることの呼びかけ。
- ・「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しないことの周知。
- ・県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等、商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対して感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

## (2) 相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、

宇都宮市保健所) やコールセンター、市町等の相談体制を拡充する。

② 外国人や聴覚障害者等に対する相談体制を継続する。

### (3) サーベイランス・情報収集

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。

② また、保健環境センターの検査体制の強化を図るとともに、地域外来・検査センターの整備や保険適用の検査を実施する医療機関、民間の検査機関等も活用した検査体制を構築する。

③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。また、感染状況について、リスク評価を行う。

### (4) まん延防止

① 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く。）

・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう県民に促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

・現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促す。

・これら以外の外出については、5 月 1 日及び 4 日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を県民に求めていくものとする。

・その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行う。

・なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛について協力の要請を検討する。

② 催物（イベント等）の開催制限

・クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛等の要請を強く行う。

・全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。

・なお、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適

切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意する。

- ・また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

### ③ 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く。）

ア 法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行う。

現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。

一方、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行う。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行う。

なお、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

イ 事業者及び関係団体が、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めるため、必要な情報提供や助言を行う。

### ④ 職場への出勤等

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行う。

- ・引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行

動を徹底するよう促すこと。

- ・別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

#### ⑤ 学校等の取扱い

- ・ 文部科学省が発出した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等を踏まえ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。
- ・ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

#### ⑥ クラスタ対策の強化

- ア 県及び市町は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。
- イ 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ウ クラスタ対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づき総合調整を行う。さらに、クラスタの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努める。また、必要に応じて、国に対し、クラスタ対策にあたる専門家の派遣を要請する。

#### ⑦ その他共通的事項等

- ア 地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧の説明する。緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。
- イ 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ウ 緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。

加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を促す。

エ 緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。

オ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

## (5) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養への移行を進めることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図る。このため、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努める。

・子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を希望する場合等において、例外としてやむを得ず自宅療養を行う際には、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。

・患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。

・病床の確保について、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保する。

・また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。

・さらに、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討する。

・患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関情報把握システムも活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を図る。

・さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保する。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。

・関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センタ



一) の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行う。

- ・また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。
- ・さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合は、国に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
- ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。
- ・重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定する。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
- ・患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。

④ 医療従事者の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。

⑤ 医療物資の確保のため、政府や関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関情報把握システムも活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。

- ・特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の个人防护具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・医療機関及び高齢者施設等の設置者において、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的

に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。

- ・医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
- ・医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑦ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制について検討を進める。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進する。
- ・妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
- ・小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、体制整備を進める。
- ・関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化する。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。

## (6) 経済・雇用対策

- ① 国の令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び県の令和2年度4月補正予算の各施策等を迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の

維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、感染状況や県民生活、県内経済への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時宜を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

② 事業者の対応等

事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。

③ 県民、事業者への呼びかけ

ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。

イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮、社会課題への対応等

ア 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

イ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

ウ 各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。

エ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

オ マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。

カ 対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待
- ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
- ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
- ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保

キ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

② 物資・資材等の供給

感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先

的に配布する。

③ 関係機関との連携の推進

ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

イ 近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。

ウ 緊急事態宣言の対象地域に該当した場合は、次の取組を行う。

(ア) 緊急事態措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。

(イ) 緊急事態措置を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

④ 社会機能の維持

ア 県職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレワークの活用に努める。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公益的事業を継続する。

ウ 医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。

エ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

⑤ その他

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下の事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

#### 1 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

#### 2 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

#### 3 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
- ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持す

るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、宅配・郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

## 5 その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮して、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 栃木県緊急事態措置の経過

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年4月18日(土) から  
令和2年5月10日(日)

③ 実施内容

- 外出自粛の要請 (特措法第45条第1項)
  - ✓ 不要不急の外出自粛を要請
  - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動や「3つの密」が濃厚な形で重なる繁華街の接待を伴う飲食店への出入りの自粛を要請
- 施設の使用制限の要請・協力依頼 (特措法第24条第9項等)
  - ✓ 学校、遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼
  - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
- 催物(イベント等)の開催自粛の要請・協力依頼 (特措法第24条第9項等)
  - ✓ イベント主催者等に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請



① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月11日(月) から  
令和2年5月31日(日)

③ 実施内容

- 外出自粛の要請 (特措法第24条第9項)
  - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動やクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を要請
- 施設の使用制限の要請・協力依頼 (特措法第24条第9項等)
  - ✓ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
  - ✓ 遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼
  - ※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く
  - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
- 催物(イベント等)の開催自粛の要請・協力依頼 (特措法第24条第9項等)
  - ✓ クラスターが発生するおそれのあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、開催の自粛を要請

## 栃木県緊急事態措置の概要

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月7日(木) から令和2年5月10日(日)

### ③ 実施内容 現在の実施内容を継続

新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下「特措法」)第45条「感染を防止するための協力要請等」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

#### ●外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

- ・ 県民に対し、医療機関への通院、食料品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。
- ・ 特に、旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、「3つの密」が濃厚な形で重なる繁華街の接待を伴う飲食店への出入り自粛を強く要請。

#### ●施設の使用制限の要請・協力依頼(特措法第24条第9項等)

- ・ 学校、遊興施設等に対して休止を要請。
- ・ 医療施設等、事業の継続を求める施設に対しては十分な感染防止対策の協力を要請。

#### ●催物(イベント等)の開催自粛の要請(特措法第24条第9項等)

- ・ イベント主催者等に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

※ロックダウン(都市封鎖)を行うものではありません。



## 栃木県緊急事態措置の概要

### ① 区域 栃木県全域

### ② 期間 令和2年5月11日(月) から令和2年5月31日(日)

### ③ 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

#### ● 外出自粛の要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請

21

#### ● 施設の使用制限の要請 (特措法第24条第9項等)

- ・ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
- ・ 遊興施設等に対して休止を要請。

※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。

- ・ 医療施設等、事業の継続を求めめる施設に対しては十分な感染防止対策の協力を要請。

#### ● 催物(イベント等)の開催自粛の要請 (特措法第24条第9項等)

- ・ クラスターが発生するおそれのあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、引き続き、開催の自粛を要請

## 外出自粛の要請（特措法第24条第9項）

○旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請。

### ○感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底

- ✓ 感染防止策（手洗い、咳エチケット等）を講じる
- ✓ 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける
- ✓ 必要最小限の人数で活動する 等

※「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」の実践

### ○在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤等の推進

- ✓ 職場における感染防止の取組（換気、発熱等の症状のある者の出勤自粛、テレビ会議の活用等）の強力な推進を要請

## 施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項等）

### 1 事業の継続を求めめる施設 ⇒ 十分な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

- (1) 医療体制の維持
- (2) 支援が必要な方々の保護の継続
- (3) 国民の安定的な生活の確保
- (4) 社会の安定の維持
- (5) その他

### 2 基本的に休止を要請する施設

次の施設の休止を要請。ただし、施設に応じた感染防止対策※の徹底が行われている施設（キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の屋内運動施設を除く。）を除く。

#### (1) - 1 特措法第24条第9項による要請を行う施設

【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設】

#### (1) - 2 特措法第24条第9項による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【学習塾等、博物館等、宿泊施設（集会の用に供する部分に限る。）、商業施設等】

#### (2) - 1 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【学習塾等、博物館等、宿泊施設（集会の用に供する部分に限る。）、商業施設等】

#### ※ 基本的な感染防止対策

「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」「三つの密」を避け、室内の換気、人と人との距離を適切にとる等。

# 実施内容

## 1 事業の継続を求める施設 ⇒ 十分な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

施設の種類	
類型	施設の種類
(1)医療体制の維持	医療施設 病院、診療所、薬局 等
(2)支援が必要な方々の保護の継続	社会福祉施設等 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設
(3)国民の安定的な生活の確保	生活必需物資販売施設 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
	食事提供施設 飲食店、料理店、喫茶店 等（宅配、テイクアウトサービスを含む。）
	住宅、宿泊施設 ホテル又は旅館（行楽を主目的とする宿泊に係る事業を除く。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
	交通機関等 バス、タクシー、レンタカー、鉄道、物流サービス（宅配等） 等
(4)社会の安定の維持	工場等 工場、作業場等
	金融機関・官公署等 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
(5)その他	その他 メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ゴミ処理関係 等

## 2 基本的に休止の要請を行う施設

### (1) -1 特措法による要請を行う施設 ※

施設の種類の種類	内訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケ、射的場、場外車券場、ライブハウス等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、スポーツセンターなどの遊技場等	

※ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設（キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の屋内運動施設を除く。）を除く。

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）※

施設の種類	内訳	要請内容
①学習塾等	自動車教習所、学習塾等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
④ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

※ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。

(2) -1 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設） ※

施設の種類	内訳	要請内容
①学習塾等	自動車教室、学習塾等	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用休止要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	
④ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

※ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。

## 催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

○クラスタが発生するおそれがある催物や「3つの密」のある集まりについては、催物の主催者等に対して開催自粛を要請。特に、全国的かつ大規模な催物の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期をするよう、主催者等に慎重な対応を要請。

### 【開催自粛を要請する内容】

○規模等：クラスタが発生するおそれがある催物、「3つの密」のある催物

※特に、全国的かつ大規模な催物については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等の慎重な対応を要請

以下①～③の条件を満たす比較的小人数（最大参加人数が50人程度）の催物については、開催自粛の要請の対象外

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が、原則、想定されないこと
- ③ 必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスク着用、室内の換気等）が講じられること

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除くすべての催物



## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ・会話をしている際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽 スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

# 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

<p><b>1</b> ビデオ通話で オンライン帰省</p> 	<p><b>2</b> スーパーは1人 または少人数で すいている時間に</p> 	<p><b>3</b> ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ</p> 	
<p><b>4</b> 待てる買い物は 通販で</p> 	<p><b>5</b> 飲み会は オンラインで</p> 	<p><b>6</b> 診療は遠隔診療</p>  <p>定期受診は間隔を調整</p>	
<p><b>7</b> 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用</p> 	<p><b>8</b> 飲食は 持ち帰り、 宅配も</p> 	<p><b>9</b> 仕事は在宅勤務</p>  <p>通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p>	
<p><b>10</b> 会話は マスクをつけて</p> 			<p>手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理 も、同様に重要です。</p>

## 3つの密を 避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

【別紙 4】

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府新型コロナウイルス感染症  
対策推進室作成

		屋内						
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	運動施設 (屋外)	公園	入場人数の制限・ 滞在時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	接触 スポーツの 制限		四方を 空けた 席配置					テラス席 2方向換気
		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						
		マスク着用						
		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
衛生 対策 その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	—	—	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック				—	—
		従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

## 1 基本的な考え方

県立学校の臨時休業は、5月31日（日）までとするものの、学校再開に向けた準備期間として、各学校の指導体制が整い次第、児童生徒の学びの保障のための分散登校等の工夫により、段階的に学習活動を行うこととする。

その際、令和2年5月1日付けで発出された文科省の「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」を踏まえ、児童生徒の登校に関する県立学校の指針を示す。

## 2 児童生徒の登校に関する県立学校の指針の概要

(1) 個別面談のための登校（生活や学習状況の把握）を優先する。

(2) 分散登校を行う日（分散登校日）を設定し段階的に学習活動を開始していく。

◇分散登校…児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法

◇段階的な学習活動の開始

県内外の感染状況、地域の実情等を踏まえ、次のように段階的な実施を検討

第1フェーズ 個別指導（面談）による生活・学習状況の把握

第2フェーズ 各児童生徒が週1～2回程度、限られた時間での分散登校

第3フェーズ 各児童生徒が週2～3回程度、限られた時間での分散登校

(3) 公共交通機関利用等によるリスク低減のため、登校人数の制限を工夫する。

(4) 登校した際の教室の座席は、身体的距離1～2mを確保する。

(5) 密閉状態での指導や身体的接触を伴う活動など、感染リスクの高い学習活動は行わない。

(6) 進路指導が必要な最終学年の児童生徒の学習時間を確保するよう配慮する。

(7) 特別支援学校については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、慎重に対応する。

※市町立学校については、県立学校の指針を参考に実態に応じた対応をお願いする。

## 県民利用施設の対応 (5/7~5/10)

令和2(2020)年5月5日  
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 共通事項

- ◎ 5/7から5/10までの期間における県民利用施設（貸館による施設利用及び県管理駐車場を含む）は以下のような対応とする。
  - ・ 屋内施設及び屋外の有料施設（例、テニスコート、野球場等）は、原則として休館・休止とする。
  - ・ 5/2~5/6に閉鎖している県管理駐車場は引き続き閉鎖とする。
  - ・ その他の屋外施設については、十分な感染防止対策を講じた上で使用を継続するが、施設内に人が集中するおそれがある場合は、入場者の制限等、適切な対応を取るものとする。
- ◎ 5/11からの「栃木県緊急事態措置」実施等を踏まえ、5/11以降については段階的な緩和を検討する。

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	休館(～5/6)	休館(～5/10)	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	休館(～5/6)	休館(～5/10)	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 ○ホール・会議室等 9:00～22:00 ○ギャラリー 9:00～19:00	一般利用休止(～5/6)	一般利用休止(～5/10)	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	火曜日～土曜日 8:30～17:00	一般利用休止(～5/6)	一般利用休止(～5/10)	とちぎボランティアNPOセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館	【県庁団体見学】 平日 9:00～12:00、 13:00～16:00 【キッズコーナー】 平日8:30～21:00 土日祝日10:00～21:00 (閉館日を除く)	【県庁団体見学】 中止 (～5/6) 【キッズコーナー】 利用休止 (～5/6)	【県庁団体見学】 中止 (～5/10) 【キッズコーナー】 利用休止 (～5/10)	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00(宿泊室除く) 年中無休	一般利用休止(～5/6)	一般利用休止(～5/10)	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土 9:00～21:00 日 9:00～17:00 月 休館日	一般利用休止(～5/6) ※各種相談は実施	一般利用休止(～5/10) ※各種相談は実施	とちぎ男女共同参画センター(パーティ) 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	休館(～5/6)	休館(～5/10)	栃木県防災館 028-674-4843 (北関東総合警備保障 (株)(指定管理者) 028-639-0436)  消防防災課地域防災担当 028-623-2127
9	環森	日光自然博物館	10:00～16:00 月曜休館	休館(～5/6)	休館(～5/10)	日光自然博物館 0288-55-0880  自然環境課 028-623-3205
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英国大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ボートハウス 9:00～17:00 12月～3月休館	休館(～5/6)	休館(～5/10)	日光自然博物館 0288-55-0880  自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00～16:00 水曜休館 (キャンプ場営業期間:4月末～9月末)	休館(～5/6) 森林展示館 マロニエ昆虫館  ※キャンプ場は5/31まで休業	休館(～5/10) 森林展示館 マロニエ昆虫館  ※キャンプ場は5/31まで休業	県民の森管理事務所 0287-43-0479  自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00～16:30 火曜休館	休館(～5/6)	休館(～5/10)	塩原温泉ビジターセンター 0287-32-3050  自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30～16:30 月曜日休館	休館(～5/6)	休館(～5/10)	子ども総合科学館 028-659-5555  こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前9時～午後9時 (休日:毎月第1日曜日、平日にあたる国民の祝日)  【障害者スポーツセンター】 午前9時～午後9時 (休日:毎週月曜日)	【本館】 一般利用休止 (～5/6)  【障害者スポーツセンター】 休館(～5/7)	【本館】 一般利用休止 (～5/10)  【障害者スポーツセンター】 休館(～5/10)	(福)栃木県社会福祉協議会 とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940  保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	【トレーニング室等】 火～土曜日 9時30分～21時 日・祝日 9時30分～17時  【貸館】 火～土曜日 8時30分～21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分～17時	一般利用休止 (～5/6)	一般利用休止 (～5/10)	(福)とちぎ健康福祉協会 健康づくり課 028-623-5858  保健福祉課地域保健担当 028-623-3103

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
16	保福	栃木県シルバー大学校 (中央校、南校、北校) ※とちぎ生きがいきりセンター内	火曜日～金曜日 10時～15時	・一般利用休止 (～5/6) ※シルバー大学校は休校	・一般利用休止 (～5/10) ※シルバー大学校は休校	(福)とちぎ健康福祉協会 生きがいきり健康部生きがいきり課 028-650-3366 健康づくり課 028-623-5858 高齢対策課生きがいきり担当 028-623-3048
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	開館時間：9時～17時 開館日：休館日を除く 毎日(休館日：土日祝日、12/29～1/3)	利用休止 (～5/6)	利用休止 (～5/10)	・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395 ・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 産業技術支援センター 0285-72-5221
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館 (マロニエプラザ)	開館時間：9時～21時 開館日：休館日を除く 毎日(休館日12/29～1/3)	利用休止 (～5/6)	利用休止 (～5/10)	マロニエプラザ事務局 028-664-2266 観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210
19	農政	なかがわ水遊園	9:30～16:30 月曜、第4木曜定休	おもしろ魚館(水族館)、食事処は休館 (～5/6) 休園(5/2～5/6)	休園(5/7～5/10)	なかがわ水遊園 0287-98-3055 農村振興課水産資源担当 028-623-2351
20	農政	とちぎ花センター	9:00～17:00 月曜定休 ※3～5月は無休	休園(～5/6)	休園(～5/10)	とちぎ花センター 0282-55-5775 生産振興課果樹花き担当 028-623-2329
21	県土	井頭公園	8:30～18:30	緑の相談所、プールセンター、花ちょう遊館、屋外有料施設 利用休止 (4/17～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	緑の相談所、プールセンター、花ちょう遊館、屋外有料施設 利用休止 (5/7～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	井頭公園管理事務所 0285-83-3121 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
22	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30～17:30	シャワー設備、屋外有料施設 利用休止(4/17～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	シャワー設備、屋外有料施設 利用休止(5/7～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
23	県土	中央公園	8:30～18:00	緑の相談所 利用休止(～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	緑の相談所 利用休止(～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	中央公園管理事務所 028-636-1491 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	那須野が原公園	8:30～17:30	緑の相談所、サンサンタワー、屋内休憩室、風車、オートキャンプ場、屋外有料施設 利用休止 (4/17～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	緑の相談所、サンサンタワー、屋内休憩室、風車、オートキャンプ場、屋外有料施設 利用休止 (5/7～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
25	県土	みかも山公園	8:30～18:30	緑の相談所、万葉館、屋外有料施設 利用休止 (4/17～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	緑の相談所、万葉館、屋外有料施設 利用休止 (5/7～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				現在の対応	今後の対応	
26	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30-16:30	休園(～5/6)	休園(～5/10)	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光だいや川公園	8:30-17:30	緑の相談所、オートキャンプ場、だいや体験館、屋外有料施設 利用休止 (4/17～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	緑の相談所、オートキャンプ場、だいや体験館、屋外有料施設 利用休止 (5/7～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	日光だいや川公園 0288-23-0111 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	とちぎわんぱく公園	8:30-16:30	こどもの城、体験工房、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、カヌーの家、メルヘンハウス、屋外有料施設 利用休止(4/17～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	こどもの城、体験工房、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、カヌーの家、メルヘンハウス、屋外有料施設 利用休止(5/7～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
29	県土	とちぎ明治の森記念館(田青木家那須別邸)	火曜日～日曜日 冬期(10～3月)9:00～16:30 夏期(4～9月) 9:00～17:30	休館(～5/6)	休館(～5/10)	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419 道路保全課 028-623-2425
30	教委	総合運動公園	8:30～18:00 (武道館9:00～21:00)	体育施設は全て休館(～5/6) 駐車場閉鎖(5/2～5/6)	体育施設は全て休館(～5/10) 駐車場閉鎖(5/7～5/10)	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ(指定管理者) 028-615-0581 スポーツ振興課 028-623-3414
31	教委	栃木県総合教育センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00～17:00	一般利用休止(～5/6)	一般利用休止(～5/10)	生涯学習部 028-665-7206
			・図書資料室 平日9:00～17:00 土日10:00～17:00			総務課 028-623-3352
			・施設貸出(研修室、体育館、等) 平日9:00～21:00 土日9:00～17:00			生涯学習部 028-665-7206
						総務課 028-623-3352
						総務部 028-665-7200
						総務課 028-623-3352
32	教委	文書館	平日 9:00～17:00	一般公開中止(～5/6)	一般公開中止(～5/10)	文書館 028-623-3450 総務課 028-623-3352
33	教委	県立図書館	火～日 9:00～19:00 ※土日祝は17:00まで	休館(～5/6)	休館(～5/10)	県立図書館 028-622-5111 生涯学習課 028-623-3405
34	教委	青少年教育施設(芳賀青年の家)	休所日 ・月曜日(第3除く) ・第3日曜・祝日 ・12/27～1/5	休館(～5/6)	休館(～5/10)	芳賀青年の家 0285-72-2273 生涯学習課 028-623-3405
35	教委	青少年教育施設(太平少年自然の家)	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27～1/5	休館(～5/6)	休館(～5/10)	太平少年自然の家 0282-24-8551 生涯学習課 028-623-3405



No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				現在の対応	今後の対応	
36	教委	青少年教育施設 (なす高原自然の家)	休所日 12/29~1/3	休館(~5/6)	休館(~5/10)	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0287-76-6240 生涯学習課 028-623-3405
37	教委	青少年教育施設 (とちぎ海浜自然の家)	休所日 12/29~1/3	休館(~5/6)	休館(~5/10)	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0291-37-4004 生涯学習課 028-623-3405
38	教委	県体育館	9:00~21:00	休館(~5/6)	休館(~5/10)	(公財)栃木県スポーツ協会(指定管理者) 028-622-4201 スポーツ振興課 028-623-3414
39	教委	県南体育館	9:00~21:00	休館(~5/6)	休館(~5/10)	小山市(指定管理者) 0285-21-0021 スポーツ振興課 028-623-3414
40	教委	県北体育館	9:00~21:00	休館(~5/6)	休館(~5/10)	大田原市(指定管理者) 0287-22-8012 スポーツ振興課 028-623-3414
41	教委	県体育館分館	9:00~21:00	休館(~5/6)	休館(~5/10)	環境整備(株)(指定管理者) 028-664-3002 スポーツ振興課 028-623-3414
42	教委	温水プール館	9:00~21:00	休館(~5/6)	休館(~5/10)	小山市(指定管理者) 0285-22-4617 スポーツ振興課 028-623-3414
43	教委	アイスアリーナ	5:30~21:00	工事による休館 (~7/31)	工事による休館 (~7/31)	(一財)日光市公共施設振興公社(指定管理者) 0288-53-5881 スポーツ振興課 028-623-3414
44	教委	グリーンスタジアム	9:00~21:00	休館(~5/6)	休館(~5/10)	北関東総合警備保障(株)(指定管理者) 028-667-0962 スポーツ振興課 028-623-3414
45	教委	埋蔵文化財センター	9:30~16:30 (土・祝は休館)	一般公開中止 (~5/6)	一般公開中止 (~5/10)	埋蔵文化財センター 0285-44-8441 文化財課 028-623-3421

